

議案第 38 号

海老名市都市公園条例の一部改正について

海老名市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 25 年 8 月 30 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

中野公園の設置に伴う所要の改正を行うため

海老名市都市公園条例の一部を改正する条例

海老名市都市公園条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1号を加える。

（3） 中野公園

別表第2に次のように加える。

中野公園	人工芝グラウンド
------	----------

別表第3中「（第25条及び第31条関係）」を「（第25条、第31条関係）」に改め、同表に次のように加える。

中 野 公 園	人工芝グラウンド	1 時 間	1,200円
------------------	----------	-------	--------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 中野公園に係る指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。
- 3 中野公園の有料公園施設の使用に係る許可を受けるために必要な手続は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。この場合において、中野公園に係る指定管理者が指定された場合は、当該手続は当該指定管理者に対して行われた手続とみなす。